

# 和歌山県「意欲と能力のある林業経営者」登録申請書記載要領等

1. 提出書類： ①和歌山県「意欲と能力のある林業経営者」登録申請書【別記第1号様式】  
②経営管理実施権の設定希望届出書 【別記第2号様式】  
③労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組  
【別記第3号様式】  
※改善計画認定事業主の場合は不要  
④経営管理に関する情報 【別記第4号様式】  
⑤経理状況の概要 【別記第5号様式】  
⑥「評価ポイント」  
【和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録に係る基準の設定について別表2】  
※基準の適合に評価ポイントを要する場合のみ提出。

2. 添付資料： ①登記事項証明書又は住民票の写し【提出日の3ヶ月以内に発行されたもの】  
法人の場合・・・ 登記事項証明書の写し  
個人の場合・・・ 住民票の写し  
  
②納税証明書【提出日の3ヶ月以内に発行されたもの】  
納税証明書の種類は、県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）  
とする。  
※県が発行する第1号の12の2様式  
  
③この他、申請書に基づく資料等を添付する。

以下、記載例のとおり。

# 和歌山県「意欲と能力のある林業経営者」登録申請書

和歌山県知事 仁坂吉伸 様

提出年月日を記載

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者	郵便番号〒	640 - 8585
	住所	和歌山市小松原通一丁目1番地
	氏名又は名称	株式会社 ○○林業
	代表者職・氏名	代表取締役 和歌山 太郎
	木材業者等登録番号	○○○○ <small>注) 登録がない場合、申請できません。</small>
	改善措置計画 認定番号	○ - ○○ <small>認定事業主である場合は、別記第3号様式の省略可</small>

木材業者登録は必須。

認定経営者は認定番号を記載  
(別記3号様式は省略)  
未認定経営者は空欄  
(別記3号様式を提出)

申請担当者 連絡先	職氏名	和歌山一郎
	電話番号	073 - 432 - 4111

## 登録

和歌山県意欲と能力のある林業経営者の登録を受けたいので、

## 登録の更新

該当する方を○で囲む。  
(今年度の申請は全て登録)

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第4の規定により、申請します。

- ◎ 和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第4第4項の規定により経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域を別記様式第2号様式により提出して下さい。
- ◎ 和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録に係る基準の設定について(以下「登録基準」という)第2の基準を満たしており、登録基準第3で掲げる別表1「登録基準評価項目」に示す基準を満たしていることを証する書類を提出して下さい。なお、別表1の1の(2)から(5)について、別表2で掲げる評価ポイントにおいて、100ポイント以上を有している場合は、1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれることとして、本申請を行う場合は、公表の日から1年以内に別記第19号様式により、達成状況を報告してください。
- ◎ 確認項目
  - 和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第14の規定に基づき登録を受けると県のホームページ上で公表されることに同意ください。

上記について、同意します。

注) 申請する際は、同意が必要となります

※なお、申請に際して提出された本申請書並びに添付書類については、登録・公表に関する業務以外に使用いたしません。

必ず同意。

※ 申請者は記入しないでください。

受領者職氏名	
振興局林務課受付印	県庁林業振興課受付印

※振興局においては、受領した職員が署名及び振興局の受付印押印後、申請書(別記第1号様式(1/4枚目))の写しを申請者に交付し、申請書原本は林業振興課へ進達するものとする。

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準

生産量、生産性のどちらを目標値設定しても良いが、**双方記載すること。**

登録基準

以下の(1)~(10)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。ただし、(2)~(5)に関しては、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録に係る基準の設定について別表2「評価ポイント」において、100ポイントを有すると認められる経営者にとっては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含むことができます。なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業又は連携する場合も含めて判断します。

(1) 生産量の増加又は生産性の向上

①素材生産量(m³)の増加目標

5年後の目標値を記載

自動入力

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

前年度実績(元号)		1	年度	5年後の目標(元号)		7	年度
区分	天然林	人工林	計(A)	天然林	人工林	計(C)	
主伐 間伐	1,000	3,000	4,000	1,000	4,000	5,000	

素材生産量(m³)	
前年度	5,500
5年後	7,000

登録基準  
素材生産に関し、生産量を5年間で概ね2割以上を増加させる目標を有していること、または生産性を5年間で概ね2割以上を向上させる目標を有していること。  
なお、現状で、生産量の実績が5,000m³/年以上、または生産性の実績が間伐5m³/人日以上、若しくは主伐7m³/人日以上の場合は、5年間で当該実績以上の目標を有していること。

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

他社によらない場合は空欄

前年度実績(元号)			年度	5年後の目標(元号)			年度
区分	天然林	人工林	計(B)	天然林	人工林	計(D)	
主伐 間伐	500	1,000	1,500	500	1,500	2,000	

増加率(%) (C+D)/(A+B)	
127%	

平均値を記載

②生産性(m³/人日)の向上目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(元号)		年度	5年後の目標(元号)		年度
	間伐(E)	主伐(F)		間伐(I)	主伐(J)	
天然林	5.0	7.0		6.0	8.0	
人工林						

間伐の生産性(m³/人日)	
前年度(M)	5.0
5年後(N)	6.0

主伐の生産性(m³/人日)	
前年度(O)	7.0
5年後(P)	8.0

向上率(%)	
間伐(N/M)	120%
主伐(P/O)	114%

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

他社によらない場合は空欄

前年度実績(元号)			年度	5年後の目標(元号)			年度
区分	天然林	人工林		天然林	人工林		
	5.0	7.0		6.0	8.0		

該当する方にだけを入れる(複数回答可)

①の生産管理の取組

(2) 生産管理又は流通合理化等

①作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理。

いずれかに取り組んでいる



100ポイントを有し1年以内に取り組む



②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめを通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等

いずれかに取り組んでいる



100ポイントを有し1年以内に取り組む



②の流通合理化の取組

【上記①または②の取組内容を、記載してください。】

例①作業日報を作成し、分析した作業工程による工程計画、進捗管理を行っている。  
例②製材工場との協定により直接取引を行っている。

提出資料

例①であれば、作業日報、工程計画を提出

登録基準  
左記のいずれかに取り組んでいること。  
別表2で掲げる評価ポイントにおいて100ポイント以上を有している場合は、取組計画があり1年以内に取組が確実なものについても、基準を満たすものとする。  
この場合は、計画資料を添付すること。

(3) 造林・保育の省力化・低コスト化

①伐採・造林の一貫作業システムの導入	取り組んでいる	<input checked="" type="checkbox"/>	100ポイントを有し1年以内に取り組む	<input type="checkbox"/>
②コンテナ苗の使用		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
③低密度植栽		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
④下刈の省略等		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
⑤その他( )		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

該当する項目に✓をいれる(複数回答可)

提出資料  
施業の計画や実施状況写真  
納品伝票等

【上記①から⑤で取り組んでいる内容を、具体的に記載してください。】

例 伐採・造林の一貫作業システムを導入し、架線での苗木等植栽資材の運搬や地持えの省略等、省力化・低コスト化を図った。

登録基準  
左記のいずれかに取り組んでいること。  
別表2で掲げる評価ポイントにおいて100ポイント以上を有している場合は、取組計画があり1年以内に取組が確実なものについても、基準を満たすものとする。  
この場合は、計画資料を添付すること。

(4) 主伐後の再造林の確保

①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制

区分	事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による体制	有している <input checked="" type="checkbox"/>	100ポイントを有し1年以内に取り組み <input type="checkbox"/>
	他者への請負又は連携による体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【上記で請負又は連携により一体的に実施する体制を有している場合は、今後取り組む場合は、請負又は連携先の名称(今後取り組む場合は予定)を記載してください。】  
 請負先又は連携先  
 ( **〇〇森林組合 代表理事組合長 〇〇 〇〇** )

登録基準

主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。(連携協定書の写し等により一体的に実施できる体制を確保することを含む。)

別表2で掲げる評価ポイントにおいて100ポイント以上を有している場合は、申請時において体制がないものであっても、1年以内に他者との連携等によって体制が確立されると証明されるものについては、基準を満たしているものとする。

この場合は、連携にかかる協定書の写し等、証明書類を添付すること。

※主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営者の場合は、もう一方を実施する他の林業経営者との連携協定書の写し等の提出が必要です。

②主伐後に適切な更新

区分	自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後に適切な更新	取り組んでいる <input type="checkbox"/>	100ポイントを有し1年以内に取り組み <input checked="" type="checkbox"/>
	他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

それぞれで取り組んでいるか  
 該当項目に✓をいれる

(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保

素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績

区分	提出書類	該当するものを選択する。
事業実績または所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上	3年以上の実績を証する書類(請負契約書、雇用契約書の写し等)	<input checked="" type="checkbox"/>
現場従事作業職員が本県農林大学校林業研修部林業経営コース等で1年間の課程を修了し、かつ2年間以上の現場従事実績を有している場合など、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有している	・本県の林業大学校1年間の課程修了証明書書類 ・2年以上の実績を証する書類(請負契約書、雇用契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>
現場従事作業職員が県外の林業大学校で2年間の必要課程を修了し、かつ1年間以上の現場従事実績を有している場合など、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有している	・県外の林業大学校2年間の課程修了証明書書類 ・1年以上の実績を証する書類(請負契約書、雇用契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>
別表2の評価ポイントにおいて100ポイント以上を有しており、かつ1年以上の事業実績または現場従事実績	・1年以上の実績を証する書類(請負契約書、雇用契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>

いずれか該当する項目に✓をいれる

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。

区分	提出書類	登録基準
専門家の指導等を受けつつ、個別に独自の行動規範を策定等。	・策定されている行動規範等	左記のいずれかに該当すること。 県が定めた伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン第3の事項に即した内容が全て盛り込まれていること。
所属する業界団体等が策定した行動規範やガイドライン等を遵守することを含む	・遵守の約束する行動規範、ガイドライン等。 ・誓約書	

どちらか該当する項目に✓をいれる

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策

区分	提出書類	登録基準
林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく本県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組	不要 改善計画認定番号 別記第3号様式	左記の項目(区分)のすべてを満たしていること。
現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を実施	実施を証する書類	
労働者災害補償保険に加入している。(一人親方等の特別加入を含む。)	加入を証する書類	
各届出を行っている(届出の義務がない場合を除く。)	健康保険法第48条の規定による届出	「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等の写し
	「労働保険申告書」、監督署の受付印押印のもの等	
	厚生年金保険法第27条の規定による届出	
	雇用保険法第7条の規定による届出	

いずれか該当する項目に✓をいれる

全て該当していること



(8) 担い手の確保と中長期雇用計画の策定等

経営管理実施権を取得するべく、持続的、安定的な施業実施のための具体的な方針と5年後、10年後の担い手確保に向けた中長期雇用計画等を策定していること。

区分	提出書類	登録基準
中長期雇用計画又は要件を満たした計画を策定している。 <b>いずれかに○をいれる</b>	・策定されている計画 <b>1年以内に策定する旨の確約</b>	左記のいずれかに該当すること。
未策定だが、今後、1年以内に策定する。	・誓約書。	

(9) コンプライアンスの確保

- ① 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者。
- ② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。  
**全て該当しないことが必須。**
- ③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。
- ④ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為を認められる者。
- ⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。  
これについては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等をいう。

- 該当しない。
- 該当しない。
- 該当しない。
- 該当しない。
- 該当しない。

登録基準  
左記の項目のいずれにも該当しないこと。  
「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。  
「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所の代表者とする。

(10) 常勤役員の設置

法人においては常勤の役員の設置

※ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日(平成31年4月1日)から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。

**西暦2022年度の総会等の時までに設置。**

法施行日の3年経過後の最初の総会等の時までに設置する。

登録基準  
法人においては、左記の項目を満たしていること。

2 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準

登録基準
以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。 <b>「良好であること。」が必要。</b>

(1) 直近の事業年度における経理状況

直近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。

良好でない。

登録基準を満たさず、上記で「良好でない」としたが、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明されている。

**「良好でない。」場合は、○をいれる。**

○

I 法人の場合

**この場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を添付。診断では、今後、5年以内に健全な経営の軌道に乗ることの証明が必須。**

提出書類	登録基準
登録基準を確認できる直近の財産目録、貸借対照表、収支計算書等及び中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書等	①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)。 ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間においていずれもマイナスという状態になっていないこと。

※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明すること。

II 個人の場合

提出書類	登録基準
登録基準を確認できる直近の青色申告書の写し、納税証明書等及び中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書等	①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはならないこと。

※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明すること。

**「分離できる。」が必須。**

(2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

分離できる。

いずれか希望する区域に○をいれる。  
 ※複数入力可能。(全区域希望も可能。ただし、実行可能であること。)

## 経営管理実施権の設定希望届出書

以下のとおり、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域を届け出ます。

※ 経営管理実施権の設定区域は下記のとおり、各振興局管内一円を一区域と設定します。  
 希望する振興局管内一円に○を入力してください。

海草振興局管内一円							
○	和歌山市	海南市	紀美野町				

那賀振興局管内一円							
	紀の川市	岩出市					

伊都振興局管内一円							
	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町			

有田振興局管内一円							
	有田市	湯浅町	広川町	有田川町			

日高振興局管内一円							
	御坊市	美浜町	日高町	由良町	印南町	みなべ町	日高川町

西牟婁振興局管内一円							
	田辺市	白浜町	上富田町	すさみ町			

東牟婁振興局管内一円							
	新宮市	那智勝浦町	太地町	古座川町	北山村	串本町	

別記第3号様式

労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組

申請書1の(7)の取組事項について、以下のとおり申請します。

**改善措置計画認定事業者は提出不要。**

取組項目

登録基準

現場作業員の常用化などの雇用の安定化	取り組んでいる。	左記のいずれかに取り組んでいること。
月給制度の導入	取り組んでいる。	
週休2日制を導入	取り組んでいる。	
※その他、取り組んでいることがあれば具体的に記入。 計画的な研修実施などの教育訓練の充実	取り組んでいる。	
退職金共済への加入などの福利厚生の実施	取り組んでいる。	
防護具の着用徹底	取り組んでいる。	
作業現場の安全巡回	取り組んでいる。	
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策	取り組んでいる。	
その他( )		
その他( )		
その他( )		
備 考		

経営管理に関する情報

作業員数を記入

1 事業の実施体制

(1) 職員数\_\_名(社長等経営職員含む)  
 (内訳) 事務職員\_\_名 林業技術者\_\_名

ここに記載のない資格があれば追記する

※事務、技術を兼務するときは主たる業務の方に記載する。

(2) 職員の資格

フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネジャー	森林施業 プランナー	森林経営 プランナー	森林作業道作設 オペレーター	技術士
人	人	人	人	人	人	人
技能士	林業技士	森林総合監理士	地域森林監理士	( )	( )	( )
人	人	人	人	人	人	人

(3) 保有機械(保有している機械はすべて記載する)

グラブブル	プロセッサ	ハーベスタ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	スキッダ	フォワーダ	
台	台	台	台	台	台	台	

請負の場合は協力会社を囲み、特定の請負先を記入する。  
 入札による等不特定の場合は無記入

リース機械を含み、レンタル機械は含まないものとします

協力会社による場合で請負の場合は「無」を囲み、備考欄に請負と記入

作業種	実施方法	直近の実績	施業協 の 有無	備考
主伐	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	
搬出間伐	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	
保育間伐	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	
保育作業 (下刈等)	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	
植栽	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	
作業道開設	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△m ( 年)	有・無	
その他	・自社 ・協力会社 ( ) ・実施しない	△ha ( 年)	有・無	



直近3ヵ年分貸借対照表及び損益計算書の写しの提出があれば不要

## 1 貸借対照表の要旨

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
純資産合計				
負債及び純資産合計				

## 2 損益計算書の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

3 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率 (%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

※ 直近3年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出することにより、上述1～3について省略することができます。

4 経営管理実施権を受ける森林経営管理における経理方法について具体的に記述してください。

5 その他

経理状況で特筆すべきことがあれば記述してください